

# 船舶事故調査報告書

平成26年2月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年1月26日 21時00分ごろ
発生場所	鹿児島県徳之島町徳之島北岸 徳之島町所在の金見崎灯台 <sup>かなみ</sup> から真方位273° 1.7海里付近 （概位 北緯27° 53.6′ 東経128° 56.3′）
事故調査の経過	平成25年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 みか丸、2.2トン KG3-36095（漁船登録番号）、個人所有 9.03m(Lr)×2.38m×0.54m、FRP ディーゼル機関、155kW、平成10年6月 第280-40037号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月19日 免許証交付日 平成24年11月12日 （平成30年3月31日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船底に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、徳之島北西方沖で漁を行った後、徳之島町亀津漁港に向けて帰り始めた。</p> <p>本船の操舵装置は、GPSプロッターがあらかじめ入力された変針点又は目的地と自船の位置から演算した予定針路の信号を受けて、‘予定針路と本船の船首方位が一致するように自動で操舵を行う機能’（以下「航法モード」という。）を有していた。</p> <p>船長は、操舵室で椅子に腰を掛け、航法モードを使用し、約6～7ノットの速力で南東進していたところ、居眠りに陥り、本船は、平成25年1月26日21時00分ごろ徳之島北岸の干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚に気づき、機関を後進させて離礁を試みたものの、後進できず、本船が波によって更に陸側に押されて完全に乗り揚げた</p>

	<p>ため、自力での離礁を諦め、親族及び僚船に救助を求めたが、夜間であり、海面状態も悪いことから、本船の引き出しを諦め、乗揚地から上陸して帰宅した。</p> <p>本船は、翌日には更に陸側に移動しており、すぐに引き出し作業を行うことができず、後日の大潮の時期に浮きを付けて浮上させて引き出され、えい航されて徳之島町山漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中期、潮高 約1.1m</p>
その他の事項	<p>船長は、航法モードの使用時、入力した地点に向かう進路を大きく外れたことがなかったため、本事故当時も進路を外れることはないと思っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、健康であり、飲酒及び薬の服用をしておらず、眠気を感じていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳之島北西方沖を航法モードで南東進中、操船中の船長が、操舵室で椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったことから、入力した地点に向かう進路を外れて航行を続けることとなり、徳之島北岸の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船が入力した地点に向かう進路を外れて航行するに至ったことについては、その要因を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、徳之島北西方沖を航法モードで南東進中、操船中の船長が、操舵室で椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったため、入力した地点に向かう進路を外れて航行を続けることとなり、徳之島北岸の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人当直の船舶においては、居眠りに備え、居眠り防止装置を設置することが望ましい。</li> <li>・ 機械や装置の作動状況を適切に確認すること。</li> </ul>